



災害に強いまちづくり

にかほ市は鳥海山と日本海に面している地域であるため、災害の種類も多岐にわたることが予想されます。沿岸海域には約30kmに及ぶ北由利断層が存在し、近い将来、活動する可能性が高いと考えられています。

市では防災行政無線の整備や3ページで紹介する耐震診断・改修補助事業など、「安全で安心なまちづくり」を目指して、防災対策に取り組んでいきます。

平成23年4月から デジタル防災行政無線が運用開始

現在にかほ市の防災行政無線は旧3町ごとの無線システムを従来のまま使用しており、市内全域に一斉通報ができない状態です。また、市内全域がカバーされていない。市全域を通信エリアとした無線システムの整備が、防災対策上の大きな課題でした。

このため、防災危機管理センター(総務課)から一元的な管理を行い、災害情報を迅速に市内全域に伝達することが可能な、デジタル防災行政無線を整備しています。平成22年度中に整備を完了し、23年4月から運用を開始します。

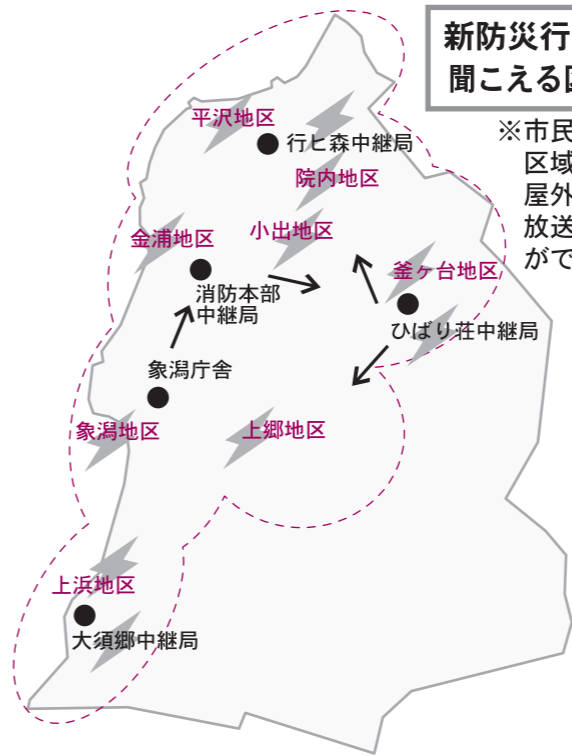
平成21年度は、ひばり荘中継局や仁賀保地域に48基の屋外子局(スピーカー)を整備しています。22年度は象潟庁舎に設置する親局や大須郷中継局、金浦・象潟地域の屋外子局を整備します。

新システムでは、市内のほぼ全居住区域へ、災害情報が一斉通報されるほか、全国瞬時警報システム(J-ALERT)で、消防庁の地震・津波警報などを通信衛星を介して受信し、屋外子局から自動的に放送されます。

学校などの公共施設では、緊急地震速報が自動的に館内放送されるシステムも導入します。また、放送が聞き取りにくい時に備えて、テレホンサービス(電話で放送内容を再確認できるサービス)を行います。



新防災行政無線・屋外子局 聞こえる区域 (イメージ図)



防災危機管理センターの 平成22年度主要事業

大地震から自分や家族の身を守るために

大地震が発生した場合、家屋の倒壊や火災、津波が想定されます。真夜中に起こるかもしれません。家族が一緒にいない平日の日に起こるかもしれません。災害が起きた時をイメージしてみましよう。自分の身を守りながら正しく避難できるように。家族、地域ぐるみで防災に取り組み、防災意識を高めましよう。

避難場所看板設置



(イメージ)

いざというときに、避難する避難場所・避難所です。旧町ごとの規格・デザインであるため、分かりづらいつの声があります。今年度市全域に統一した避難場所看板を設置します。災害時要援護者(高齢者や障がい者など)や観光客などにも配慮した看板になります。

地震防災マップ作成

平成20年度に全世界津波避難マップを配布しています。今年度は地盤の状況と想定地震データから「揺れやすさマップ」を作成・配布します。身の回りの地域の危険度を、分かりやすくお知らせします。

自主防災組織の推進

現在、市の自主防災組織率は89・7%です。大規模災害が発生した場合、市役所や消防などの公的機関がすべての現場に駆けつけ対応するには限界があります。阪神・淡路大震災では地域住民の救助活動により、多くの命が助けられました。

地域内で協力し、守り、支えあうという意識と体制が、防災力を高めることとなります。そのため組織体制が自主防災組織です。組織設立を検討する自治会には、設立方法や市の支援策(消防資機材補助、運営費補助)などの説明をします。

問合せ

防災危機管理センター
(総務部総務課)

☎ 43・7504

③ブロック塀撤去補助事業

道路に面したブロック塀等で地震等の揺れにより倒壊する恐れのある塀の撤去に要する費用の一部を補助します。

■対象となるブロック塀

- 次の要件を全て満たすブロック塀が対象
- 道路に面しているブロック塀であること
- 道路面から高さが1メートルを超えること
- 実地調査において危険と判定されたもの

■補助額

- イ) 撤去に要した費用の2分の1
- ロ) 見付面積(高さ×長さ)×4,000円/㎡
- イ) とロ) のいずれか少ない額(上限10万円)



申し込み前に、事前相談が必要です。申請書は相談の際に配付します。
※住宅耐震診断、耐震改修に申し込みされる方は、事前相談の際、建築時期が確認できる書類(建築確認通知、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等)を持参してください。

*事前相談・問い合わせは
総務部総務課 防災危機管理センター(象潟庁舎) ☎ 43-7504

①木造住宅耐震診断補助事業

②木造住宅耐震改修補助事業

一定の要件を満たす木造住宅の耐震診断と改修工事について、費用の一部を補助します。

■対象となる住宅

- 次の要件を全て満たす木造住宅が対象
- にかほ市内に存る住宅
- 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅または併用住宅であること

■補助額

- ①診断に要した費用の3分の2(上限3万円)
- ②改修に要した費用の3分の1(上限60万円)